

21世紀の新しい地質調査機関をめざして

小玉 喜三郎¹⁾

明けましておめでとうございます。2000年問題も大過なく終了したようですが、行革を控えた地質調査所にとっての2000年問題はこれからが本番です。

既にご承知の通り、昨年末の臨時国会で中央省庁改革に関連した諸法案が成立しました。工技院及び傘下の研究所の独立行政法人化を具体的に定めた設置法「独立行政法人産業技術総合研究所法」も同時に成立しました。通産省と工技院は明年の1月6日に廃止され、新たな経済産業省のもとに再編されます。地質調査所を含む工技院傘下の15研究所は3カ月遅れた明年3月31日には廃止され、4月1日からは独立行政法人「産業技術総合研究所」として再スタートします。

今回の行政改革に当たっては、肥大化した中央省庁のスリム化が一つのきっかけではありましたが、およそ90の国立病院や療養所、国立博物館、国立試験研究所が約60の独立行政法人として国の行政組織から分離されます。独立行政法人においては、事務の効率化・サービスの質の向上、政策の企画や立案部門から実施部門として区分することによる責任の明確化、透明化等が重要なポイントとされています。特に国立研究機関にとっては、所管省の作成する政策を反映した研究目標に対して、法人は研究計画を明確にし責任を持って実施すること、一方で、業務運営の柔軟性と自律性等の権限が機関長に与えられることを骨子としています。研究に必要な経費はきちんと国が交付し、決して利益や独立採算を目指すものではないことも明記されています。

「産業技術総合研究所」は大きく以下のように改革することが設置法で決められました。

まず、新研究所は「鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給を図ること」を目標とし、特定独立行政法人（職員の身分は引き続き国家公務員）と位置づけられました。業務範囲は、これまでの工技院の業務を基本的に引き継ぎ、①鉱工業の科学技術に関する研究及び開発、②地質の調査を行うこと、③計量の標準を設定すること等が、明記されています。一方で、そ

の運営方法などは基本的に研究所の自主的判断に大きく任されています。

本研究所の具体的な組織については、目下内部的な検討を行っているところですが、この機会に自ら大幅に改編する予定です。すなわち、これまでの15研究所を廃止・統合し、機関としては単独の大きな研究所を作ります。そして、組織設計に当たっては、独立行政法人化のメリットを活用し、産業社会のニーズに即応した柔軟で機動的な組織のあり方を検討中です。特に戦略性の高い重要な研究テーマについては、産学官の協力を得ながら、時限的・集中的に研究を推進する組織（「研究センター（仮称）」）を置くことを検討中です。

新しい法人がその主要なミッションの一つとして「地質の調査」を掲げた機関であることは上記のように明確ですが、その設計に当たって、私共は3つの条件を新法人の中で確保しようと作業を進めています。第一は、応用に軸足を置いた高度な研究レベルの維持とあらたな地球科学技術の展開のために、現在の地質調査所の枠を超えた研究の幅の拡大、異分野の研究との融合、柔軟でダイナミズムのある開かれた制度を確立することです。第二は、国の機関として行う組織的・系統的な地質調査業務、情報（資試料）の収集や発信、国際協力業務を責任もって実施する体制を確立することです。第三は、第一と第二の機能をうまく連携・調整させる仕組みの確保です。このようにして、新研究所がこれまでの地質調査所の任務を引き継ぎ責任を持って継承していくことを内外に明示的に示そうと考えています。

2001年からスタートする新しい地質調査所は、現在の地質調査所とは組織的には大分違った機構になると予想されます。しかし、これまで以上に、新しい社会が要請する地球科学情報の提供センターとして、カスタマーオリエントな、ユーザフレンドリーな機能を果たしていかなくてはなりません。そのためには我々自身の意識も大きく改革していかなければならないと考えております。不安も有りますが発展性を期待して取り組もうと思っております。どうか皆様のご理解と暖かいご支援を頂きたいとご協力をお願いいたします。

1) 地質調査所 所長

キーワード：地質調査所，独立行政法人